

《 営農計画書等の配付から提出までの流れ 》

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、例年、宇都宮市地区農業協力委員が実施していた集落内の農家分の営農計画書等の「回収」と「受付会場での提出」は行いません。

農家の皆様におかれましては、営農計画書等の記入後、各自で回収ボックス設置場所に提出をお願いします。

★ 原則として、回収ボックスへの提出となりますが、営農計画書等の記入方法について、不明な点がある場合には、別途、地区ごとに「相談受付日」を設けますので、必要に応じてお越しください。

1 営農計画書等の各農家への配付（ポスト投函） 【2月下旬頃】

- 地区農業協力委員が、集落内の各農家に営農計画書等を投函等により配付します。
- 営農計画書等を受領後、各農家において、営農計画書等の記入をお願いします。

2 営農計画書・交付申請書等の提出【3月2日～3月23日(土日除く)】

- 次の場所に、営農計画書等の提出用の回収ボックスを設置します。
 - 営農計画書等の記入が終わりましたら、各自で回収ボックスに提出してください。
- ※ 回収ボックスに提出する際は、書類が入っていた封筒に入れて提出してください。
- ※ 仕事等の都合により、回収ボックスへの提出が難しい方は、宇都宮市農業再生協議会事務局（028-632-2458）にご相談ください。

地区		回収ボックス設置場所	備考(回収時間等)
東部	平石	JAうつのみや 平石支所	9:00～15:00
	清原	JAうつのみや 清原支所	
	豊郷	JAうつのみや 豊郷支所	
西部	中央	JAうつのみや 中央支所	9:00～15:00
		JAうつのみや 宝木出張所	
	城山	JAうつのみや 城山支所	9:00～17:00
姿川	JAうつのみや 西部営農経済センター		
南部	瑞穂野	JAうつのみや 南部営農経済センター	9:00～17:00
	横川		
	雀宮		
北部	国本	JAうつのみや 北部営農経済センター	9:00～17:00
	富屋		
	篠井	宇都宮市篠井地区市民センター	
上河内	JAうつのみや 上河内営農経済センター	9:00～17:00	
河内	JAうつのみや 河内営農経済センター	9:00～17:00	

※ 不明な点がある場合は、宇都宮市農業再生協議会事務局（028-632-2458）又は各営農経済センターまでお問い合わせください（JA うつのみやの各金融支所、市地区市民センター等では、営農計画書等の記入方法等について御案内できません。）。

各農家への営農計画書等 配付資料一覧

※ 各農家に配付する資料の順番は、下記の表のとおりです。

※ 下表の網掛けの書類(No. 4, 5, 6, 12)について、該当する方は提出をお願いします。

No.	資料	提出書類 (該当者のみ)	備考
1	令和4年度 主食用米作付参考値通知書		
2	主食用米からの作付転換を図りましょう		
3	営農計画書の氏名の確認をお願いします		
4	経営所得安定対策等交付金交付申請書	○	
5	農業構造改革事業交付金等交付申請書	○	
6	令和4年度 水田作付実施計画及び営農計画書	○	提出用(白・桃色) 農家控(黄色)
7	令和4年度 耕地台帳		
8	≪記入例等≫ ・経営所得安定対策等交付金交付申請書の記入方法 ・経営所得安定対策等交付金交付申請書の裏面を記載するにあたって ・経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項 ・個人情報の取扱い(経営所得安定対策等交付金関係) ・個人データ等の取扱いについて (水田作付実施計画及び営農計画書関係)		
9	農業構造改革事業交付金等交付申請書(記入例)		
10	令和4年度 水田作付実施計画及び営農計画書(記入例)		
11	水田活用の直接支払交付金の交付対象外水田(不作付年数・水稲不作付年数)について		
12	≪申請書等≫ ・地域内調整申出書 ・農作業受委託契約書 ・一部作付地実測平面図用紙 ----- ・上記様式各記入例 ・令和4年産生産数量の面積換算表(加工用米・備蓄米・新市場開拓用米)	○	
13	令和4年産主食用米 作付参考値の提示について		
14	≪事業概要≫ ・令和4年度水田農業対策関連事業(国費)【表】 ・令和4年度宇都宮市農業再生協議会事業(市・JA費)【裏】		A3版両面
15	その他パンフレット類		

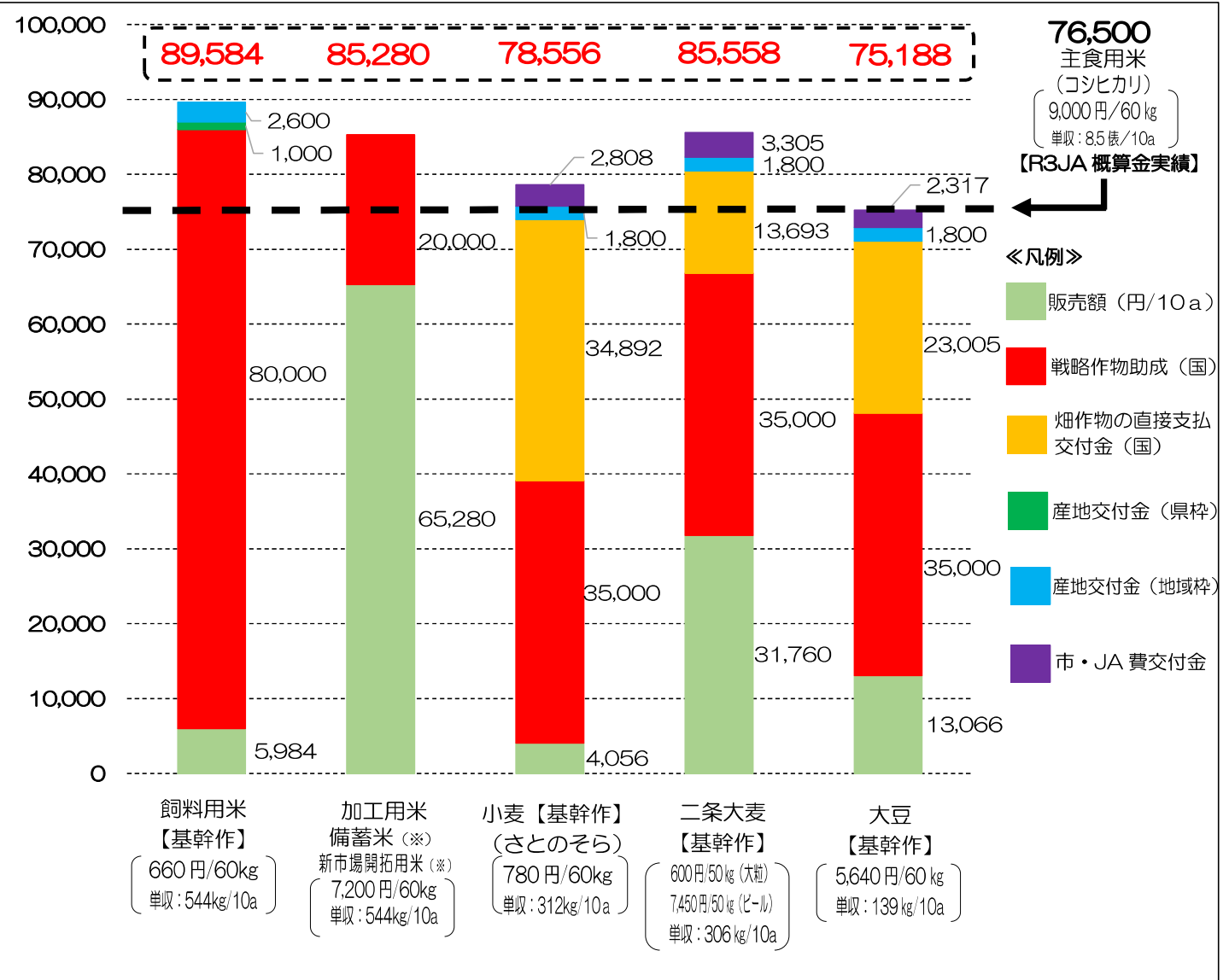
◆お問い合わせ先

窓 口	電話番号
宇都宮市農業再生協議会事務局 (市役所農林生産流通課内)	632 - 2458
宇都宮農業協同組合 営農企画課	625 - 3388
東部営農経済センター (営農課)	660 - 3535
西部営農経済センター (営農課)	658 - 6565
南部営農経済センター (営農課)	656 - 8484
北部営農経済センター (営農課)	665 - 0550
上河内営農経済センター(営農課)	674 - 2164
河内営農経済センター (営農課)	673 - 6911

主食用米からの作付転換を図りましょう！ (交付金を活用した場合の収入シミュレーション)

- ★ 新型コロナウイルスの影響により、主食用米の民間在庫量が大幅に増加していることから、令和4年産の作付に当たっては、例年以上に主食用米からの作付転換に取り組む必要があります。
- ★ 令和5年6月末の民間在庫量の水準を200万トン(※)以下にするためには、令和4年産主食用米等生産量は675万トンとなり、令和3年産の生産量696万トン(平年作)より21万トン以上減らす必要があります。(※民間在庫量が200万トンを超えると米価が下落する傾向がある。)

【収入額(円)／10a当たり(各種交付金を活用した収入)】 ※交付金には一定の要件があります。



※ 新市場開拓用米は産地交付金(追加配分), 備蓄米はJA出荷の場合
 ※ 令和3年度の実績をベースに、令和4年度の交付単価を適用しシミュレーション

● 交付金を活用することで、主食用米と同等又はそれ以上の手取りが見込めます。

例えば 主食用米が 9,000 円/60kg の場合は、販売額は 76,500 円/10a

⇒ 飼料用米は、各種交付金を含め 89,584 円/10a となり、「+13,084 円」

営農計画書のご提出をお願いします。

営農計画書は、本協議会で本市水田の作付状況を把握し、農業者の皆さまへの支援策を検討するための重要な書類となりますので、ご提出をお願いいたします。

台風などの自然災害に備えましょう

近年、自然災害により、農作物や農業用施設に大きな被害が発生するケースが増えています。

令和4年度も、台風や冬の降雪などが想定されますので、日頃から気象情報の確認を行うとともに、被害防止のため、生産施設の補強や水路の清掃などを行い自然災害に備えましょう。

《収入保険制度等への加入について》

自然災害により作物等に被害を受けた場合には、収量減による収入の減少や、農業施設や機械の復旧などの費用負担が生じることが想定されます。

必要に応じて、自然災害のほか、新型コロナウイルスの影響などにより減少した収入を補填する収入保険制度や、被害復旧のための補償を行う農業共済などの保険制度に加入し、万一の被害に備えましょう。

【収入保険制度、農業共済についての問い合わせ】

栃木県農業共済組合河宇支所 TEL 660-7300



営農計画書の氏名の確認をお願いします

- 「老齢」、「経営移譲」、「死亡」等の理由により、営農計画書（水田台帳）の世帯責任者が変更となる場合、名義変更のための書類を提出いただく必要があります。
- 令和4年度営農計画書を確認いただき、世帯責任者が変更となる場合は、必要書類の提出をお願いします（変更がない場合は手続不要）。

《営農計画書（抜粋）》

宇都宮市農業再生協議会 行
令和4年度 水田作付実施計画及び
営農計画書(兼水稲共済耕地情報申告票)

市町村名： 栃木県宇都宮市	農業者氏名	住所
地区CD名： 018 その他	ふりがな サイセイ キヨウタロウ	〒 320-0818 TEL 028-632-2458
集落CD名： 001 その他	再生 協太郎	旭1丁目1番5号
農家番号： 9999	共同組合員コード	認定状況
協議会名： 201 宇都宮市農業再生協議会		人・農地プラン
世帯番号： 999999	認定なし	認定方針作成者
		コード： 9999999
		不明

氏名に変更がないか確認をお願いします。

《提出書類（サンプル）》

記載例

農地台帳の経営主の変更兼
水田台帳の世帯責任者の変更届 №.1

令和 年 月 日

(あて先) 宇都宮市農業委員会長

下記の理由により、経営主(世帯責任者)について変更いたします。

申請者	住所 宇都宮市 旭1丁目1番5号
氏名 宇都宮 一郎	
該当する変更理由の番号に○をつけてください。 1. 老齢 2. 経営移譲 3. 死亡 4. その他 ()	
変更前 経営主 (世帯責任者)	住所 宇都宮市 旭1丁目1番5号 ふりがな うつのみや たろう 氏名 宇都宮 太郎 生年月日 大正昭和 5年 6月 7日 地区名 旧市 集落名 東村
変更後 経営主 (世帯責任者)	住所 宇都宮市 旭1丁目1番5号 ふりがな うつのみや いちろう 氏名 宇都宮 一郎 電話番号 028-632-2458 生年月日 大正昭和 5年 4月 12日 地区名 旧市 集落名 東村 前経営主との続柄 長男

記載例

農地台帳の経営主変更に伴う諸名義の変更通知書 №.2

栃木県農業共済組合長 様

申請者記入欄	申請日 令和 年 月 日
申請者 宇都宮 一郎	
旧経営主	住所 宇都宮市 旭1丁目1番5号
	ふりがな うつのみや たろう
	氏名 宇都宮 太郎
電話番号 632-2458	集落名 東村
新経営主	ふりがな うつのみや いちろう
	氏名 宇都宮 一郎
	電話番号 632-2458

※太枠の枠内だけ、ご記入願います。

農業委員会記入欄	経営主変更知照日 令和 年 月 日
変更の理由 (該当する番号に○)	1. 老齢 2. 経営移譲 3. 旧経営主死亡 4. その他 ()

共済組合よりお願い

- この通知書は、農業委員会に提出願います。
- この通知書により名義変更する共済種別は、[農作物] [家畜共済] [緑作物共済] [果樹共済] [農業施設共済] なお、建物共済については加入申し込み時に変更願います。
- 貯金口座の変更については、「貯金口座振替承諾書」(農協支所金融窓口にお見えであります)を提出願います。

宇都宮市農業再生協議会の ホームページのご案内

《ホームページをご確認ください》

- 宇都宮市農業再生協議会のホームページでは、本協議会から、農業者の皆様にお知らせする事業等について、各種資料を掲載しています。
- 経営所得安定対策のほか、国の新規事業や緊急対策等についても、随時、情報を掲載しますので、確認をお願いします。

【宇都宮市農業再生協議会ホームページ URL】

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/sangyo/nougyou/1027692/index.html>



早速、確認してみてくださいね♪



【問い合わせ】宇都宮市農業再生協議会事務局 TEL:028(632)2458

経営所得安定対策等交付金交付申請書の記入方法 (交付申請書の内容)

様式第1号A

経営所得安定対策等交付金交付申請書

令和 4 年産

農林水産大臣 殿

「経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

継続 新規

申請年月日 令和4年 4月 1日 生年月日	
フリガナ ノウリン タロウ	昭和 33年 3月 3日
氏名又は法人・組織名 農林 太郎	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集落営農(構成員 人) <input type="checkbox"/> 法人
フリガナ	<input checked="" type="checkbox"/> 認定農業者 <input type="checkbox"/> 認定新規就農者 <input type="checkbox"/> 集落営農(ゲタ・ナラシ対象) <input type="checkbox"/> 認定なし
代表者氏名(法人・組織のみ) (〒 333 - 1234)	※連絡のとれる電話番号を記入してください(携帯可) 電話番号 0 9 0 - 1 1 1 1 - 2 2 2 2 法人番号
住所 栃木県宇都宮市中央 2-1-16	
(個人又は法人が記載) (集落営農が記載)	
収入保険の加入状況 加入している <input checked="" type="radio"/> 加入していない	収入保険に加入している構成員の有無(「有」の場合、当該構成員の人数) 有(人) 無
前年の税務申告の状況 青色申告 <input checked="" type="radio"/> 白色申告	前年の税務申告の状況(組織としての状況を記載) 各構成員が申告(組織として申告なし) 青色申告 <input checked="" type="radio"/> 白色申告

昨年、交付金を受け取った方は「継続」に、それ以外の方は「新規」に〇印付けてください。

【申請年月日】欄
・申請年月日は、4月1日～6月30日の間の日付を記入します。

【生年月日】欄
・生年月日を必ず記入
・集落営農・法人の場合は代表者の生年月日を記入します。

【法人番号】欄
・平成27年10月以降に国税庁から通知された13桁の番号を記入します。
・※不明な場合は、国税庁の法人番号サイトで検索してください。

【収入保険の加入状況】欄
・該当する方に〇印を記入してください。
・集落営農で加入している場合は人数の記入をしてください。

【前年の税務申告の状況】欄
・該当する方に〇印を記入してください。
・集落営農は、組織としての状況を記載してください。

【交付申請内容】欄
申請するものの欄の「する」に〇印を記入します。

○申請対象者

(1)【水田活用の直接支払交付金】
・対象者：水田で麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、WCS用稲、そば、なたね、加工用米、産地交付金の地域振興作物等を販売目的で生産する者

(2)【畑作物の直接支払交付金(ゲタ)】
・対象者：認定農業者・認定新規就農者・集落営農組織
・申請する場合は、裏面⑦⑧を記入してください。
・【面積払を申請しない】者は「はい」に〇印を記入してください。

(3)【収入減少影響緩和対策(ナラシ)】
・対象者：認定農業者・認定新規就農者・集落営農組織であって、米、麦、大豆の当年産の出荷・販売を行う者
・「する」で申請する場合は、裏面⑤⑥⑦⑧を記入してください。

【(参考)前年産の申請状況】欄
・記入の必要はありません。

※「畑作物の直接支払交付金(ゲタ)」及び「収入減少影響緩和交付金(ナラシ)」に申請される場合は、「認定状況欄」のいずれかの対象者に認定されているか認定されることが確実であることが必要です。
※既に収入保険に加入している個人又は法人は、本年産のナラシの申請はできません。
※ナラシに申請される場合は、⑤の対象農産物の生産予定面積等(収入保険に加入している構成員のいる集落営農については、当該構成員の分を除いた生産予定面積等)を記載してください。また、生産予定面積等に基づく積立金を本年8月末までに納付する必要があります。
※ゲタ(数量払・面積払の両方)に申請される場合は、別途提出いただく農業計画書等の「畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の面積払に係る生産予定面積」欄を記載する必要があります。
※前年の税務申告の状況は、ナラシ対策をはじめとする経営所得安定対策等の将来的な在り方を検討するためにお伺いするものです。

② 交付申請内容(年産の申請の「する」「しない」欄に〇を付けてください)※前年産の申請状況は参考です

交付金名	水田活用の直接支払交付金の申請		畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請			収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の申請	
年産の申請	する	しない	する	しない	はい	する	しない
(参考)前年産の申請状況	する					する	

【交付対象作物等の確認】欄
・対象作物ごとに生産・販売がある場合は「ある」に、ない場合は「ない」に〇印をします。

交付対象作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無		生産・販売の有無		作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無	
主食用米	ある	ない	ある	ない	新市場開拓用米	ある	ない
小麦	ある	ない	ある	ない	飼料作物	ある	ない
二条大麦	ある	ない	ある	ない	そば	ある	ない
六条大麦	ある	ない	ある	ない	なたね	ある	ない
はだか麦	ある	ない	ある	ない	産地交付金の地域振興作物	ある	ない
大豆	ある	ない	ある	ない	水田農業高収益化推進助成対象作物	ある	ない

※「水田活用の直接支払交付金」等の交付を受けるには、出荷・販売状況が分かる書類の提出が必要となります。出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等を保存しておいてください。

④ 各種確認事項(該当する欄に〇を付けてください)

登録済の振込口座 変更なし <input type="radio"/> 新規 <input type="radio"/> 変更あり <input type="radio"/>	「個人情報の取扱い」に記載された内容について 同意する <input checked="" type="radio"/>
--	---

交付申請者管理コード

0 9 2 0 1 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

「水田・畑作物経営所得安定対策」対策加入者管理コード

A ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

【産地交付金の地域振興作物】欄
・対象作物は、国が設定する「そば」、「なたね」などや、県、市が設定する「露地野菜18品目」などになります。詳しくは、A3資料「令和4年度水田農業対策関連事業(国費等)」をご確認ください。

【水田農業高収益化推進助成対象作物】欄
・水田農業高収益化推進助成に申請する場合は、「ある」に〇印を記入してください。

【登録済の振込口座】欄
・前年の振込口座と異なる口座を振込口座としたい場合は、「変更あり」に〇印をします。(口座届出書及び通帳表紙、通帳表紙裏ページのコピーを添付してください。)
・新規加入の場合は、「新規」に〇印をします。(口座届出書及び通帳表紙、通帳表紙裏ページのコピーを添付してください。)
・変更しない場合は、「変更なし」に〇印をします。

【個人情報の取扱い】に記載された内容について】欄
・別紙「個人情報の取扱い」をお読みになり、同意する場合、〇印をします。

様式第1号B

【生産予定面積】(認定農業者・認定新規就農者・集落営農組織のナラシ申請者が該当)

・令和4年産ナラシ(収入減少補てん)に加入する場合は、本年に生産を予定している作物について、その作付面積(出荷予定面積)を記入してください。

・米穀については、主食用米、備蓄米及び醸造用玄米となります。

・加工用米、新規需要米(飼料用米、米粉用米等)、種子用、ビール大麦、黒大豆等はナラシ対策の対象外です。

・この生産予定面積を基に積立金が計算されます。

・令和4年産ナラシから、「出荷・販売契約数量等報告書」の提出が新たに必要となります。ナラシ申請者に対し、後日、「出荷・販売契約数量等報告書」の提出を依頼する予定です。

⑤ 収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の積立て申出(ナラシ申請者が記載)

4年産収入減少影響緩和交付金(ナラシ)について、本年8月末までに積立金の積立てを行う旨及び対象農産物ごとの生産予定面積を下記のとおり申し出ます。

※対象農産物ごと、地域等区分(地域別・銘柄別)ごとの生産予定面積を記入してください。

※収入保険に加入している構成員のいる集落営農については、当該構成員の分を除いた生産予定面積を記入してください。

対象農産物	地域等区分	生産予定面積	令和3年ナラシ加入実績
米穀(主食用・備蓄用・醸造用)		15,012 m ²	13,951 m ²
小麦		20,147 m ²	21,406 m ²
二条大麦		m ²	m ²
六条大麦		m ²	m ²
大豆		m ²	m ²
		m ²	m ²
		m ²	m ²
		m ²	m ²
		m ²	m ²
		m ²	m ²

⑥ ナラシ積立金の積立コースの意向選択(ナラシ申請者が記載)

該当するものにレ印を記入してください。

なお、今回は意向の確認であり、積立金は実際の納付の際に最終的に選択することになります。

10%の減収に対応した積立金を納付予定 20%の減収に対応した積立金を納付予定

⑦ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況(ゲタ・ナラシの申請者が記載)

過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。

⑧ 農地の有効利用の実施状況(ゲタ・ナラシ対象者が記載)

現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。

交付申請者管理コード

0 9 2 0 1 ※ ※ ※ ※

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード

A ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

【ナラシ積立金の積み立てコースの意向選択】欄

・ナラシ(収入減少補てん)に加入する場合は、希望する積み立てコースにチェック(✓)してください。

【環境と調和のとれた農業生産の実施状況】欄

【農地の有効利用の実施状況】欄

・ナラシ・ゲタ対策に加入する場合は、実施状況にチェック(✓)してください。

【参考】経営所得安定対策等交付金交付申請書の裏面を記載するにあたって

ナラシ対策に加入される場合（認定農業者・集落営農・認定新規就農者が該当）は、交付申請書の裏面（様式第1号B）の積立申出等に記載してください。

⑤ 収入減少影響緩和対策（ナラシ）の積立申し出について

生産予定面積が未記入の場合は、ナラシ対策の交付金が支払われませんので、注意願います。

生産予定面積により、ナラシ対策の積立金を計算します。なお、積立金については、8月末日までに納付していただきますが、納付期日を過ぎると積立することができません。

翌年の3月31日までに、検査・出荷（販売）した数量をその年の単収で割り戻した面積が、各作物の確定面積となります。その確定面積を基に、交付金が計算されます。

⑥ ナラシ積立金の積立コースの意向選択について

- ・「10%の減収に対応した積立金を納付予定」を選択し、納付を行った場合。
標準的収入額とその年の収入額の差が、10%までの下落に対応できる積立となります。
10%までの減収の9割を補填します（加入者積立が1/4、国が3/4を交付）。
- ・「20%の減収に対応した積立金を納付予定」を選択し、納付を行った場合。
標準的収入額とその年の収入額の差が、20%までの下落に対応できる積立となります。
20%までの減収の9割を補填します（加入者積立が1/4、国が3/4を交付）。

目安として令和3年産の積立金額は、下表のとおりです。

参考 令和3年産の積立額(10aあたり)

		10%納付	20%納付
米穀	およそ	2,690円	5,381円
小麦	およそ	425円	851円
二条大麦	およそ	260円	520円
六条大麦	およそ	261円	522円
はだか麦	およそ	304円	608円
大豆	およそ	517円	1,035円

裏面に続く

⑦ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況について

環境と調和のとれた農業生産ができていないと、ナラシ対策に加入できませんので注意してください。

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る確認事項は以下の表のとおりです。

<p>1 土づくりの励行</p> <p>土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術です。また土づくりにおける堆肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要です。このため、堆肥等の有機物の施用等による土づくりを励行しました。</p>
<p>2 適切で効果的・効率的な施肥</p> <p>施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠ですが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼします。このため、都道府県の施肥基準、土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量及び施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行いました。</p>
<p>3 効果的・効率的で適正な防除</p> <p>病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合には、必要に応じて農薬の使用その他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行しました。農薬の使用及び保管は、関係法令に基づき適正に行いました。</p>
<p>4 廃棄物の適正な処理・利用</p> <p>循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は、関係法令に基づき適正に行いました。また、作物残さ等の有機物について利用及び適正な処理に努めました。</p>
<p>5 エネルギーの節減</p> <p>温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制及び資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥等施設・機械等の使用及び導入に際して、不必要・非効率的なエネルギーの消費をしないように努めました。</p>
<p>6 新たな知見・情報の収集</p> <p>環境と調和のとれた農業生産を図るため、作物の生産に伴う環境に対する影響等に関して新たな知見及び適切な対処に必要な情報の収集に努めました。</p>
<p>7 生産に係る情報の保存</p> <p>生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等に係る記録を保存しました。</p>

⑧ 農地の有効利用の実施状況について

現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地があるとナラシ対策に加入できませんので注意してください。

経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項

- 1 経営所得安定対策等交付金に関する報告や立入調査について、地方農政局等から求められた場合には、それに応じます。
また、営農計画書に記載した交付対象作物について、地方農政局等の職員が、出荷段階においてサンプル採取を行う場合には、無通告であってもこれを認めます。
- 2 出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類を交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管し、地方農政局等からの求めがあった場合には、提出します。
- 3 以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。
 - (1) 交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、**虚偽の内容を申請したことが判明した場合**
 - (2) 正当な理由なく、**営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていないことが判明した場合**
 - (3) 営農計画書に記載した**交付対象作物**について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、**適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていないこと**や、正当な理由なく、**出荷・販売をしていないこと**、その他交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合
 - (4) **必要書類が保管されておらず**、要件を満たすことが確認できない場合や**提出を拒む場合**
 - (5) 地方農政局等による立入調査に応じない場合

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄の「同意する」に○を付けてください。

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省、地域農業再生協議会は、経営所得安定対策等の交付金を交付するために、本対策の参加者から提出された申請書等に記載された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本対策の各交付金の交付に係る交付事務のために利用します。

また、農林水産省、地域農業再生協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注1）に係る交付金の交付等に当たり、本対策の申請書等に記載された内容及び交付決定の内容等を申請者の関係する次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供又は確認する場合があります。このほか、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、収入減少影響緩和交付金の計算、米穀流通監視業務の調査等を行うために、本申請書等に記載された内容を各地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務所で必要最小限度内において利用する場合があります。

なお、この個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策の交付金の交付事務手続上、申請書等の訂正が必要になったときでも、農林水産省が関係機関に申請書等の内容について照会して訂正手続を行うなど訂正手続が軽減されるほか、申請者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、手続が簡素化されます。

さらに、農林水産省、地域農業再生協議会が行った作付面積等の確認結果に基づき、農林水産省、地域農業再生協議会が交付申請書及び営農計画書の内容を訂正することがあります。

事業等 (注1)	農業共済事業、農業経営収入保険事業、荒廃農地等利活用促進交付金、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金、環境保全型農業直接支払交付金、人・農地問題解決加速化支援事業、農地集積・集約化対策事業、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金の交付、農家負担金軽減支援対策事業、畜産生産力・生産体制強化対策事業、国産畜産物安心確保等支援事業、環境負荷軽減型酪農経営支援事業、農業者年金事業 等
機関等 (注2)	都道府県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、担い手育成総合支援協議会、登録検査機関、都道府県種子協会、農業共済組合連合会、農業共済組合等、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区 等

個人データ等の取扱いについて

私は、水田作付実施計画及び営農計画書〔兼水稲共済耕地情報申告票〕の提出に当たって、下記の事項について承諾いたします。

記

- 1 経営所得安定対策等に係る情報、水田作付実施計画及び営農計画書〔兼水稲共済耕地情報申告票〕の記載内容、宇都宮市農業再生協議会（以下「市協議会」という。）が整備した水田台帳、交付金の交付要件を満たすか否かを確認するために必要な書類等に含まれる情報（以下「個人データ」という。）について、以下の事務に必要な範囲において、市協議会が、関係機関（※1）に提供し、又は関係機関が所有する個人情報の提供を受けること。
 - ① 国の経営所得安定対策等に係る事務
 - ② 市協議会の農業構造改革事業に係る事務
 - ③ 市協議会による現地確認に係る事務
 - ④ 市協議会における認定方針作成者別の需要量に関する情報の算定事務
 - ⑤ 認定方針作成者が行う方針参加農業者別の作付参考値の算定事務

（※1）関係機関

国，栃木県，宇都宮市，宇都宮市農業委員会，他市町の地域農業再生協議会，公益財団法人宇都宮市農業公社，認定方針作成者，農業共済組合，土地改良区

- 2 市協議会又は国の交付金の計算方法に従って交付金を算定すること。
- 3 市協議会の求めに応じ、市協議会又は国の交付金の交付要件を満たすか否かを確認するために必要な書類を提出すること。
- 4 市協議会が行った交付要件等の確認結果に基づき、私が提出した営農計画書等の内容を訂正すること。
- 5 交付金の支払を受けた後であっても、私が交付要件を満たしていなかったことが明らかになった場合には、交付金の返還に応じること。

宇都宮市農業再生協議会 農業構造改革事業交付金等交付申請書

認定状況等により申請できる事業が異なります。

詳細は別紙「令和4年度宇都宮市農業再生協議会事業（市・JA費）」をご確認ください。

- 認定農業者, 認定新規就農者, 集落営農 ⇒ 事業①, ②, ③, ④が申請可能
- 人・農地プラン登載者（守り手・支え手） ⇒ 事業⑤が申請可能
- 機械共同利用組織構成員 ⇒ 事業④が申請可能

「認定状況等」欄のいずれにも該当しない場合、本申請書の提出は不要です。

交付申請者欄	フリガナ	ウツノミヤ タロウ		
	氏名	宇都宮 太郎		
	住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇		
		宇都宮市 〇〇町××-×		
	電話	〇〇〇 - 〇〇〇〇	FAX	〇〇〇 - 〇〇〇〇
認定状況等（該当するものに○） ※右記のいずれにも該当しない方は申請できません。		<input checked="" type="checkbox"/> 認定農業者, <input checked="" type="checkbox"/> 認定新規就農者, <input checked="" type="checkbox"/> 集落営農 <input checked="" type="checkbox"/> 人・農地プラン登載者（守り手・支え手） <input checked="" type="checkbox"/> 機械共同利用組織構成員		

交付申請欄	事業名	交付対象 作物等	交付金の申請 (該当する方に○)	
			する	しない
	①飼料用米生産振興事業	飼料用米	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②麦・大豆生産拡大事業	小麦	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		二条大麦	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		大豆	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③奨励作物作付促進事業	トマト, いちご, アスパラガス, 梨, にらの施設を5a以上新設または規模拡大する	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④露地野菜生産拡大事業	玉ねぎ	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
かんしょ		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑤農地の守り手・支え手 確保育成支援事業	景観形成作物, 地力増進作物	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

※ 事業の詳細はA3資料「令和4年度宇都宮市農業再生協議会事業（市・JA費）」をご確認ください。

交付金の振込口座（該当する方に○）	
<input checked="" type="checkbox"/> 登録済の口座	<input type="checkbox"/> 登録以外の口座

※ 「登録済の口座」は、経営所得安定対策等交付金の登録口座です。

《ご注意ください》

- ・ 本申請書で申請のあった方に各事業の確認書類等を送付し、交付金の交付を行います。交付要件に該当し、交付金を希望される方は、必ず本申請書をご提出ください。

貸す場合

地域内調整申出書

認定方針作成者 様

令和4年 月 日

宇都宮市農業再生協議会 様

*借りる人と貸す人は、本書の通り、
合意いたしましたので、申請いたしま

日付は4月1日以降を
記入してください。

ことに

集 落 名	世帯番号	氏 名	住 所
原	11111	上河内 太郎	宇都宮市 中里町181-1

自分が貸す相手			自分が借りる相手		
世帯番号	氏 名	調整面積	世帯番号	氏 名	調整面積
22222	宇都宮 太郎	1,028 m ²			m ²
88888	河内 太郎	1,515 m ²			m ²
99999	宇都宮 次郎	603 m ²			m ²
		m ²			m ²
		m ²			m ²
		m ²			m ²
		m ²			m ²
		m ²			m ²
		m ²			m ²
		m ²			m ²
合 計		3,146 m ²	合 計		m ²

貸す方ご自身の集落
名・世帯番号・氏名・
住所を記入してくださ
い。
※押印不要

上河内太郎さんが宇都宮太郎・河内太郎・宇
都宮次郎さん3名へ面積を貸す場合、左側の
「自分が貸す相手」の欄に世帯番号・氏名・
調整面積を、それぞれ記入して下さい。

※貸し借り面積は1m²単位で記入してください。
※借りる人・貸す人共に提出してください。

借りる場合

地域内調整申出書

認定方針作成者 様

令和4年 月 日

宇都宮市農業再生協議会 様

*借ります人と貸す人は、本書の通り、水
合意いたしましたので、申請いたします

日付は4月1日以降を
記入してください。

集 落 名	世帯番号	氏 名	住 所
旭町	22222	宇都宮 太郎	宇都宮市 旭1-1-5

自分が貸す栢			自分が借りる相手		
世帯番号	氏 名	面積	世帯番号	氏 名	調整面積
		m ²			m ²
		m ²	11111	上河内 太郎	1,028
		m ²	66666	河内 次郎	1,567
		m ²	55555	宇都宮 三郎	531
		m ²			m ²
		m ²			m ²
		m ²			m ²
		m ²			m ²
		m ²			m ²
		m ²			m ²
		m ²			m ²
		m ²			m ²
合 計		m ²	合 計		3,126
		m ²			m ²

借ります方ご自身の集落
名・世帯番号・氏名・
住所を記入してくださ
い。
※押印不要

宇都宮太郎さんが上河内太郎・河内次郎・宇
都宮三郎さん3名から面積を借りる場合、右
側の「自分が借りる相手」の欄に世帯番号・
氏名・調整面積を、それぞれ記入して下さい。

※貸し借り面積は**1m²単位**で記入してください。
※借ります人・貸す人共に提出してください。

記入例

農作業受委託契約書

受託者及び委託者は、この契約書の定めるところにより、農作業受委託契約を締結する。

この契約書は、2通作成して受託者及び委託者がそれぞれ1通を所持する。

【お願い】

- 営農計画書と併せて提出してください。
- 委託者・受託者双方とも営農計画書を提出してください。
- 裏面も記入してください。
- コピーを提出してください。原本はご自身で保管してください。

令和4年 4月 1日

委託者（以下「甲」という。）

世帯番号：11111

氏名：上河内 太郎

住所：××町567-1

電話番号：123-4567

上河内

受託者（以下「乙」という。）

世帯番号：10002

氏名：宇都宮 花子

住所：〇〇町123-1

電話番号：891-2345

宇都宮

第1条 甲は、乙に対し、本契約書裏面の農用地、及び別紙「令和4年度水田作付実施計画及び営農計画書」の「実際の販売者名」欄に乙の氏名を記載した農用地について、農作業を委託し、乙はこれを受託する。

第2条 甲は、乙に対し、前条に提示する農用地において生産・収穫された農産物の販売を委託し、乙はこれを受託する。

第3条 乙は、前条により甲が乙に販売を委託した農産物の販売収入のうち、甲に別に定める一定額を12月末までに支払うものとする。

第4条 本契約の有効期間は、契約締結日から

令和5年3月31日までとする。

第5条 甲と乙の間において、本契約書に記載された事項を変更する必要がある場合には、甲、乙協議のうえ変更することができるものとする。

委託者 世帯番号	11111	委託者 氏名	上河内 太郎	受託者 世帯番号	10002	受託者 氏名	宇都宮 花子
委託する農用地の所在地(番地)	委託面積 (㎡)	作期	委託する作物名				
1	〇〇町123-4	基幹・二毛	主食用米・加工用米・新市場開拓用米・備蓄米・飼料用米 (品種: 二条大麦・六条大麦・小麦・大豆・そば・飼料作物・他)				
2	〇〇町123-4	基幹・二毛	主食用米・加工用米・新市場開拓用米・備蓄米・飼料用米 (品種: 二条大麦・六条大麦・小麦・大豆・そば・飼料作物・他)				
3	△△町910-2	基幹・二毛	主食用米・加工用米・新市場開拓用米・備蓄米・飼料用米 (品種:コシヒカリ) 二条大麦・六条大麦・小麦・大豆・そば・飼料作物・他)				
4	××町567-8	基幹・二毛	主食用米・加工用米・新市場開拓用米・備蓄米・飼料用米 (品種:あさひの夢) 二条大麦・六条大麦・小麦・大豆・そば・飼料作物・他)				
5	〇〇町123-5	基幹・二毛	主食用米・加工用米・新市場開拓用米・備蓄米・飼料用米 (品種: 二条大麦・六条大麦・小麦・大豆・そば・飼料作物・他) キヤベツ				
6	〇〇町123-5	基幹・二毛	主食用米・加工用米・新市場開拓用米・備蓄米・飼料用米 (品種: 二条大麦・六条大麦・小麦・大豆・そば・飼料作物・他) ねぎ				
7	△△町810-2	基幹・二毛	主食用米・加工用米・新市場開拓用米・備蓄米・飼料用米 (品種: 二条大麦・六条大麦・小麦・大豆・そば・飼料作物・他) WCS用稲				
8	××町678-1	基幹・二毛	主食用米・加工用米・新市場開拓用米・備蓄米・飼料用米 (品種: 二条大麦・六条大麦・小麦・大豆・そば・飼料作物・他)				
9		基幹・二毛	主食用米・加工用米・新市場開拓用米・備蓄米・飼料用米 (品種: 二条大麦・六条大麦・小麦・大豆・そば・飼料作物・他)				
10		基幹・二毛	主食用米・加工用米・新市場開拓用米・備蓄米・飼料用米 (品種: 二条大麦・六条大麦・小麦・大豆・そば・飼料作物・他)				

記入例

一部作付地実測平面図用紙(兼確認野帳)

(集落名) 中里

(氏名) 上河内 一郎

世帯番号

99999

(注意) 一部作付地は、畦畔を除いた実測平面図を農家記載欄に作図してください。

番地	中里町羽黒上181-10	番地	中里町羽黒下180-5	番地	中里町羽黒中182-12

農家記載欄

再生協担当者記載欄

交付金の対象作物を作付している筆に、複数の作物を作付する場合に提出してください。

※交付金の対象作物であっても、「加工用米」と「主食用米」のように全面水稲の場合は提出不要です。

《水田活用の直接支払交付金の交付対象外水田（不作付年数・水稲不作付年数）について》

宇都宮市農業再生協議会 行

令和4年度 水田作付実施計画及び

営農計画書〔兼水稲共済耕地情報申告票〕

市町村名： 栃木県宇都宮市	農業者氏名	住
地区CD名： 018 その他	フリガナ サオセイ キョウタロウ	〒 320-0818
集落CD名： 001 その他	再生 協太郎	旭1丁目1番5号
農家番号： 9999	共済組合員コード	認定状況
協議会名： 201 宇都宮市農業再生協議会		認定コード： 99999
世帯番号： 9999999		不明

申請書(国)	申請書(都)	申請書(県)	申請書(市)	申請書(区)	申請書(町)	申請書(村)

主食用水稲作付参考値	面積(m ²)
数量(kg)	

不作付年数が「4」の水田（交付対象外水田）は、
網掛けで表示してあります。

耕地番号	分耕番号	土地の表示		水田実利用面積(m ²)	主食用水稲作付面積		主食用水稲以外の作物作付面積		販売者名	不作付年数	備考
		所在地区分	所在地		品名	面積(m ²)	基幹作物名	面積(m ²)			
0001	001	0181	旭1丁目110	2,156	001 コシヒカリ						
0002	001	0181	旭1丁目111	1,000	720 (全)保全管理	1,000				4	自作地

【「不作付年数」にご注意ください！】

- 平成30年度以降3年連続して作付けが行われず、その翌年度も作付けが行われなことが確実な農地は、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外されます。
- 「不作付年数」の欄には、平成30年度以降において、「(全)保全管理」又は「(全)調整水田」であった年数(回数)が記載されています。

【例】平成30年度～令和3年度の4年間、(全)保全管理であった水田 ⇒ 不作付年数：「4」

- 「令和4年度営農計画書(申告用)」において、不作付年数が「4」である水田については、令和3年度以降、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外されています。
- 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外された農地は、利用権や作業受委託により、ほかの農業者と農地の貸借を行った場合も、耕作者に水田活用の直接支払交付金が支払われなくなります。(農地中間管理権が設定されたものなど、一定の条件を満たす場合は、交付対象水田とされます。)

【「水稲の不作付年数」にご注意ください！】

令和4年度追加事項

- 令和4年度から令和8年度までの5年間に、一度も水稲(主食用米、加工用米など)の作付けが行われない農地は、令和9年度以降、交付対象水田から除外される方針が国から示されました。

※ 令和9年度以降も、引き続き、交付対象水田とする場合は、水稲と転換作物とのブロッカーローテーションを検討してください。

令和4年産 生産数量の面積換算表(加工用米・備蓄米・新市場開拓用米)

生産数量 (俵)	換算面積 (㎡)	生産数量 (俵)	換算面積 (㎡)	生産数量 (俵)	換算面積 (㎡)	生産数量 (俵)	換算面積 (㎡)	生産数量 (俵)	換算面積 (㎡)
0.5	55	20.5	2,256	40.5	4,458	60.5	6,660	80.5	8,862
1.0	110	21.0	2,311	41.0	4,513	61.0	6,715	81.0	8,917
1.5	165	21.5	2,366	41.5	4,568	61.5	6,770	81.5	8,972
2.0	220	22.0	2,422	42.0	4,623	62.0	6,825	82.0	9,027
2.5	275	22.5	2,477	42.5	4,678	62.5	6,880	82.5	9,082
3.0	330	23.0	2,532	43.0	4,733	63.0	6,935	83.0	9,137
3.5	385	23.5	2,587	43.5	4,788	63.5	6,990	83.5	9,192
4.0	440	24.0	2,642	44.0	4,844	64.0	7,045	84.0	9,247
4.5	495	24.5	2,697	44.5	4,899	64.5	7,100	84.5	9,302
5.0	550	25.0	2,752	45.0	4,954	65.0	7,155	85.0	9,357
5.5	605	25.5	2,807	45.5	5,009	65.5	7,211	85.5	9,412
6.0	660	26.0	2,862	46.0	5,064	66.0	7,266	86.0	9,467
6.5	715	26.5	2,917	46.5	5,119	66.5	7,321	86.5	9,522
7.0	770	27.0	2,972	47.0	5,174	67.0	7,376	87.0	9,577
7.5	825	27.5	3,027	47.5	5,229	67.5	7,431	87.5	9,633
8.0	880	28.0	3,082	48.0	5,284	68.0	7,486	88.0	9,688
8.5	935	28.5	3,137	48.5	5,339	68.5	7,541	88.5	9,743
9.0	990	29.0	3,192	49.0	5,394	69.0	7,596	89.0	9,798
9.5	1,045	29.5	3,247	49.5	5,449	69.5	7,651	89.5	9,853
10.0	1,100	30.0	3,302	50.0	5,504	70.0	7,706	90.0	9,908
10.5	1,155	30.5	3,357	50.5	5,559	70.5	7,761	90.5	9,963
11.0	1,211	31.0	3,412	51.0	5,614	71.0	7,816	91.0	10,018
11.5	1,266	31.5	3,467	51.5	5,669	71.5	7,871	91.5	10,073
12.0	1,321	32.0	3,522	52.0	5,724	72.0	7,926	92.0	10,128
12.5	1,376	32.5	3,577	52.5	5,779	72.5	7,981	92.5	10,183
13.0	1,431	33.0	3,633	53.0	5,834	73.0	8,036	93.0	10,238
13.5	1,486	33.5	3,688	53.5	5,889	73.5	8,091	93.5	10,293
14.0	1,541	34.0	3,743	54.0	5,944	74.0	8,146	94.0	10,348
14.5	1,596	34.5	3,798	54.5	6,000	74.5	8,201	94.5	10,403
15.0	1,651	35.0	3,853	55.0	6,055	75.0	8,256	95.0	10,458
15.5	1,706	35.5	3,908	55.5	6,110	75.5	8,311	95.5	10,513
16.0	1,761	36.0	3,963	56.0	6,165	76.0	8,366	96.0	10,568
16.5	1,816	36.5	4,018	56.5	6,220	76.5	8,422	96.5	10,623
17.0	1,871	37.0	4,073	57.0	6,275	77.0	8,477	97.0	10,678
17.5	1,926	37.5	4,128	57.5	6,330	77.5	8,532	97.5	10,733
18.0	1,981	38.0	4,183	58.0	6,385	78.0	8,587	98.0	10,788
18.5	2,036	38.5	4,238	58.5	6,440	78.5	8,642	98.5	10,844
19.0	2,091	39.0	4,293	59.0	6,495	79.0	8,697	99.0	10,899
19.5	2,146	39.5	4,348	59.5	6,550	79.5	8,752	99.5	10,954
20.0	2,201	40.0	4,403	60.0	6,605	80.0	8,807	100.0	11,009

換算面積(㎡) = 1,000㎡ × $\frac{\text{俵数} \times 60\text{kg}}{\text{令和4年産非主食用米基準単収}(545\text{kg}/10\text{a})}$

小数点以下切り捨て

令和4年産 生産数量の面積換算表(加工用米・備蓄米・新市場開拓用米)

生産数量 (俵)	換算面積 (㎡)	生産数量 (俵)	換算面積 (㎡)	生産数量 (俵)	換算面積 (㎡)	生産数量 (俵)	換算面積 (㎡)	生産数量 (俵)	換算面積 (㎡)
100.5	11,064	120.5	13,266	140.5	15,467	160.5	17,669	180.5	19,871
101.0	11,119	121.0	13,321	141.0	15,522	161.0	17,724	181.0	19,926
101.5	11,174	121.5	13,376	141.5	15,577	161.5	17,779	181.5	19,981
102.0	11,229	122.0	13,431	142.0	15,633	162.0	17,834	182.0	20,036
102.5	11,284	122.5	13,486	142.5	15,688	162.5	17,889	182.5	20,091
103.0	11,339	123.0	13,541	143.0	15,743	163.0	17,944	183.0	20,146
103.5	11,394	123.5	13,596	143.5	15,798	163.5	18,000	183.5	20,201
104.0	11,449	124.0	13,651	144.0	15,853	164.0	18,055	184.0	20,256
104.5	11,504	124.5	13,706	144.5	15,908	164.5	18,110	184.5	20,311
105.0	11,559	125.0	13,761	145.0	15,963	165.0	18,165	185.0	20,366
105.5	11,614	125.5	13,816	145.5	16,018	165.5	18,220	185.5	20,422
106.0	11,669	126.0	13,871	146.0	16,073	166.0	18,275	186.0	20,477
106.5	11,724	126.5	13,926	146.5	16,128	166.5	18,330	186.5	20,532
107.0	11,779	127.0	13,981	147.0	16,183	167.0	18,385	187.0	20,587
107.5	11,834	127.5	14,036	147.5	16,238	167.5	18,440	187.5	20,642
108.0	11,889	128.0	14,091	148.0	16,293	168.0	18,495	188.0	20,697
108.5	11,944	128.5	14,146	148.5	16,348	168.5	18,550	188.5	20,752
109.0	12,000	129.0	14,201	149.0	16,403	169.0	18,605	189.0	20,807
109.5	12,055	129.5	14,256	149.5	16,458	169.5	18,660	189.5	20,862
110.0	12,110	130.0	14,311	150.0	16,513	170.0	18,715	190.0	20,917
110.5	12,165	130.5	14,366	150.5	16,568	170.5	18,770	190.5	20,972
111.0	12,220	131.0	14,422	151.0	16,623	171.0	18,825	191.0	21,027
111.5	12,275	131.5	14,477	151.5	16,678	171.5	18,880	191.5	21,082
112.0	12,330	132.0	14,532	152.0	16,733	172.0	18,935	192.0	21,137
112.5	12,385	132.5	14,587	152.5	16,788	172.5	18,990	192.5	21,192
113.0	12,440	133.0	14,642	153.0	16,844	173.0	19,045	193.0	21,247
113.5	12,495	133.5	14,697	153.5	16,899	173.5	19,100	193.5	21,302
114.0	12,550	134.0	14,752	154.0	16,954	174.0	19,155	194.0	21,357
114.5	12,605	134.5	14,807	154.5	17,009	174.5	19,211	194.5	21,412
115.0	12,660	135.0	14,862	155.0	17,064	175.0	19,266	195.0	21,467
115.5	12,715	135.5	14,917	155.5	17,119	175.5	19,321	195.5	21,522
116.0	12,770	136.0	14,972	156.0	17,174	176.0	19,376	196.0	21,577
116.5	12,825	136.5	15,027	156.5	17,229	176.5	19,431	196.5	21,632
117.0	12,880	137.0	15,082	157.0	17,284	177.0	19,486	197.0	21,687
117.5	12,935	137.5	15,137	157.5	17,339	177.5	19,541	197.5	21,742
118.0	12,990	138.0	15,192	158.0	17,394	178.0	19,596	198.0	21,797
118.5	13,045	138.5	15,247	158.5	17,449	178.5	19,651	198.5	21,852
119.0	13,100	139.0	15,302	159.0	17,504	179.0	19,706	199.0	21,907
119.5	13,155	139.5	15,357	159.5	17,559	179.5	19,761	199.5	21,962
120.0	13,211	140.0	15,412	160.0	17,614	180.0	19,816	200.0	22,017

換算面積(㎡) = 1,000㎡ × $\frac{\text{俵数} \times 60\text{kg}}{\text{令和4年産非主食用米基準単収}(545\text{kg}/10\text{a})}$

小数点以下切り捨て

令和4年産主食用米 作付参考値の提示について

1 令和4年産の対応

- ・ 本協議会においては、国の米政策の見直しに伴い、平成30年度から、栃木県農業再生協議会が示した「市町別作付参考値」に基づき、各農業者へ主食用米の作付の目安となる「作付参考値」を通知してきた。
- ・ 米をめぐる情勢については、人口減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、需要が大きく減少しており、過剰作付けとならないよう、より一層需要に応じた計画的な生産が必要となることから、各農業者へ「作付参考値」を提示するとともに、主食用米からの作付転換に関し啓発を図る。

2 作付参考値の設定

(1) 基本的な考え方

ア 栃木県農業再生協議会が示す宇都宮市農業再生協議会の令和4年産米の作付参考値4,728ha（作付参考値数量換算値25,576トン）を、本協議会の作付参考値とする。（詳細別紙のとおり）

【令和4年産主食用米の需給見通し】

数量換算値25,576トンは、栃木県と同様の前年比87.4%

	全 国	栃木県	宇都宮市
令和3年産	6,930,000トン	275,622トン	29,236トン
令和4年産	6,750,000トン	241,120トン	25,576トン
前 年 比	97.4%	87.4%	87.4%

イ 本協議会の作付参考値を1月1日現在の水田台帳登録の全農業者に、一律設定する。

ウ 農業者別の作付参考値は、本協議会又は農業協同組合等の集荷団体を通して通知する。

(2) 作付参考値の補正

作付参考値の通知後、以下の事例が明らかになった場合は、6月30日までに作付参考値の補正を行う。

ア 農地中間管理事業の推進に関する法律及び農業経営基盤強化促進法による利用権設定、農地法第3条による賃貸借、特定作業受委託、新規就農や相続等により新たに農地を取得した場合などは、増加面積に応じて、作付参考値を補正する。

イ 農地の実態が水田として機能しないことが明らかになった場合、水田台帳から除外し、作付参考値についても、減少した面積に応じて補正する。

ウ 直播栽培、有機栽培については、見込まれる減収分に応じ、作付参考値を補正する。直播栽培を実施する場合は13%、有機栽培を実施する場合はその生産ほ場の合計面積の20%分の作付参考値を補正する。

3 作付参考値の算定方法

各農業者へ提示する作付参考値は、栃木県農業再生協議会が算定した本協議会の作付参考値4,728haを、宇都宮市の水田実利用面積9,618haで除して算出した49.0%を本協議会の主食用米の水稲作付率とし、これを各農家の水田実利用面積に乗じて算出した面積を農家ごとの作付参考値(面積)として、数量換算値と併せて各農業者へ提示する。

項目	数値	備考
宇都宮市再生協議会 作付参考値(面積)	4,728ha	県再生協が算定
宇都宮市 水田実利用面積	9,618ha	
宇都宮市 基準単収	541kg/10a	県再生協が算定

※ 水田実利用面積：畦畔面積を勘案し水田台帳面積に0.97を乗じたもの

※ 基準単収：直近7年間の宇都宮市の単収の最高値と最低値を除く5箇年の平均

【令和4年産の米の基準単収】

・ 市町ごとの米の基準単収は、栃木県農業再生協議会により示され、令和4年産は、「主食用米の作付参考値を算出するための基準単収」と「飼料用米等の非主食用米の基準単収」が別に示されている。

① 主食用米の基準単収：541kg/10a

直近7か年の最高値と最低値を除いた5か年の平均値

(kg/10a)

年度	H27	H28	H29 (最低)	H30 (最高)	R1	R2	R3	7中5	R4 基準 単収	R3 基準 単収
単収	530	553	490	557	530	540	554	541	541	538

② 非主食用米の基準単収：545kg/10a

(1) 令和4年産の主食用水稲作付率

作付参考値(4,728ha) ÷ 宇都宮市の水田実利用面積(9,618ha)

⇒ 49.0% (前年比7.0pt減)

(令和3年産の主食用水稲作付率：56.0%)

※ 主食用米の需要量は、人口減少等により、近年、一貫して減少傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症の拡大による需要量の減少に伴い、栃木県の民間在庫量が大幅に増加していることから、令和4年産の主食用水稲作付率は、例年よりも大幅な減少となる。

(2) 主食用米作付参考値（各農家へ通知）

- ・ 作付参考値（面積，m²）
＝ 各農家の水田実利用面積 × 水稲作付率（49.0%）
- ・ 作付参考値数量換算値（kg）
＝ 作付参考値（面積，m²） × 基準単収（541kg/10a）

【参考】宇都宮市農業再生協議会 主食用米の水稲作付率（各年1月1日現在）

令和4年度					令和3年度				
水田面積 (ha)	作付参考値 (トン)	基準単収 (kg/10a)	作付参考値 (ha)	水稲作付率 (%)	水田面積 (ha)	作付参考値 (トン)	基準単収 (kg/10a)	作付参考値 (ha)	水稲作付率 (%)
9,618	25,576	541	4,728	49.0	9,676	29,236	538	5,434	56.0

4 作付参考値の通知

- ・ 作付参考値については，営農計画書等の配付と併せて各農業者へ通知する。
- ・ 併せて，主食用米の需給見通しに関する情報や，非主食用米等の転作作物の収益性などを示した資料を配布し，一層の転作促進のための周知啓発を行う。

【営農計画書等の配付・回収方法】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から，支部説明会を開催しない。営農計画書は，地区農業協力委員が投函により各農業者に配付する。
- ・ 各農業者は，3月23日までに，営農経済センター等に設置されている回収ボックスに営農計画書等を提出する。

※ 例年，営農計画書の配付・回収は，地区農業協力委員が実施していた。

※ 地区農業協力委員による営農計画書の回収・受付会場での提出は行わないが，農業者からのやむを得ない相談に対応できるよう，営農経済センター等で集落ごとの相談受付日程を設ける。

【スケジュール（予定）】

- ・ 令和4年2月下旬 営農計画書等配付（地区農業協力委員宛て郵送）
- ・ 3月23日まで 営農計画書等提出

【参考】 交付対象水田面積（実利用面積）の確認方法等（前頁 3 関係）

水田活用の直接支払交付金の対象となる農地（以下「交付対象水田」という。）の面積（実利用面積）の確認は、国の経営所得安定対策等実施要綱に基づき、次のとおり実施する。

(1) 交付対象水田面積（実利用面積）

交付対象水田面積（※）は、現地確認の機会を利用した実測のほか、固定資産課税台帳、農地台帳、地籍調査の結果、ほ場整備等に伴う測量結果等の公的資料と照合する。

※ 交付対象水田面積：畦畔等の作物の作付けが不可能な農地を含まない面積

(2) 畦畔率

畦畔率については、農林水産省統計部が公表した平均畦畔率（※）を参考とし、令和 4 年度においても、一律 3 % で設定する（交付対象水田面積 9 7 %）。

※ 農林水産省統計部が公表した本市の平均畦畔率：2. 3 7 %

※ ほ場整備事業の標準的な区画の畦畔率：2. 9 8 %

（土地改良事業計画設計基準）

※ 本協議会設定の畦畔率と農林水産省統計部が公表した平均畦畔率の差が大きくなった場合には見直しを実施する。

【参考】別添令和4年産作付参考値の検討内容

1 県の作付参考値について

(1) 算定の考え方

需要に応じた米づくりを進めていくためには、直近の需要を的確に把握し、生産に反映していくことが必要であることから、従来の算定方法に本県の民間在庫量を加味し算定する。

(2) 算定方法

「県作付参考値(ha)」

$$= (\text{「令和3年産県作付参考値数量換算値(t)」} \times A^{*1} - \text{「在庫増加分(t) (B}^{*2}\text{)」}) \div \text{県年平均単収(kg/10a)}$$

$$= (275,622(t) \times 0.974026 - 27,343(t)) \div 540(kg/10a)$$

$$= 44,652(ha)$$

A^{*1} : 国の提示する令和4年産生産量(t)の対前年比

B^{*2} : (本県の民間在庫量(R3.6月末時点)(t)) - (本県の過去5年間の平均の民間在庫量(t))

2 市町の作付参考値について

(1) 算定の考え方

市町段階の算定においては、県の作付参考値数量換算値の対前年比(一定の割合)により算定する。

(2) 算定方法

「市町作付参考値(ha)」

$$= \text{「令和3年産各市町作付参考値数量換算値(t)」} \times C^{*3} \div \text{各市町平均単収(kg/10a) (D}^{*4}\text{)}$$

C^{*3} : 令和4年産県作付参考値数量換算値(t)の対前年比
 $(275,622(t) \times 0.974026 - 27,343(t)) \div 275,622(t)$
 $= 0.874821$

D^{*4} : 直近7か年で最高値と最低値を除いた5か年分の平均単収(kg/10a)

A : 国の提示する令和4年産生産量(t)の対前年比

	令和4年産	令和3年産	対前年比
全国(t)	6,750,000	6,930,000	0.974026

B : 本県の民間在庫量(R3.6時点) - 本県の過去5年間の平均の民間在庫量

	令和3年	5年間平均	令和2年	令和元年	平成30年	平成29年	平成28年
在庫量(t)	①127,105	②99,762	92,670	97,110	91,244	97,343	120,442

在庫増加分 (①-②) = 127,105 - 99,762 = 27,343t

C : 令和4年産県作付参考値数量換算値(t)の対前年比

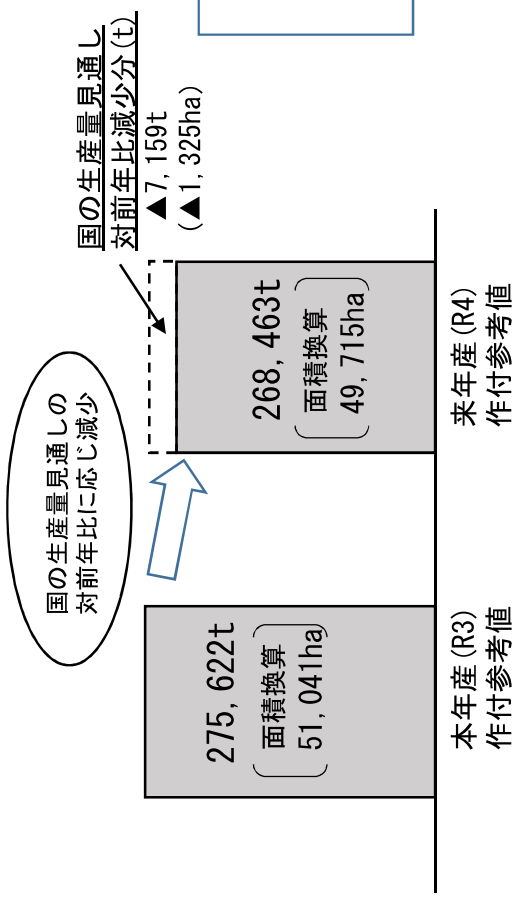
241,120 トン (令和4年産県作付け参考値数量換算値)

÷ 275,622 トン (令和3年産県作付け参考値換算値) = 0.874821

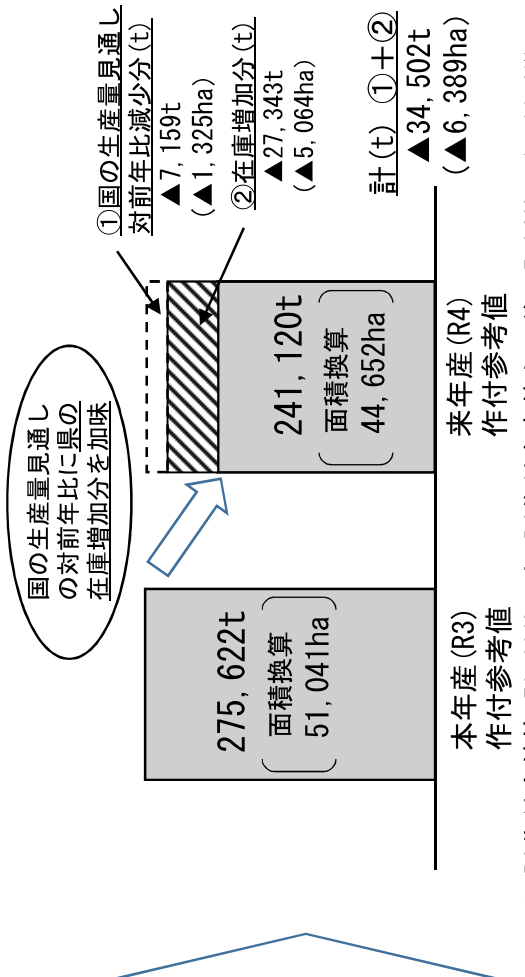
令和4年産主食用米の作付参考値について

需要に応じた米づくりを進めていくため、国の生産量の見通しを踏まえた従来の算定方法に、本県の民間在庫量の増加分を加味し算定する。

【従来の算定方法】



【見直し後の算定方法】



◇県作付参考値 (ha) の算定式

$$\text{「本年産県作付参考値数量換算値 (t)」} \times A$$

／ 県平年単収 (kg/10a)

A : 国の提示する生産量 (t) の対前年比

◇県作付参考値 (ha) の算定式

$$\text{「(本年産県作付参考値数量換算値 (t))} \times A - \text{「在庫増加分 (t) (B)」}」$$

／ 県平年単収 (kg/10a)

A : 国の提示する生産量 (t) の対前年比

B : 本県の民間在庫量 (R3.6月末時点) (t) - 本県の過去5年間の平均の民間在庫量 (t)

※本県水田面積 94,800haのうち、主食用米が占める割合は47.1%となる。